

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十九年二月十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

第十二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成二十九年二 月一日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三田三千五百 六十一番三十九	指定に係る道路の位置
三十四・九七	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)